

国立久里浜養護学校との相互協力

国立久里浜養護学校は、本研究所が行う実際教育研究等に協力する目的をもって、本研究所との相互協力の下に教育を行う養護学校として昭和48年に設置された。

平成15年3月現在、国立久里浜養護学校の在籍幼児児童（以下、「児童等」とする。）数は36名（うち、8名が寄宿舎生）教職員数は校長以下57名である。教室は、幼稚部教室（10名在籍）小学部第一教室（低学年、13名在籍）小学部第二教室（高学年、13名在籍）に分かれ、それぞれ2つの学習室で構成されている。

1 教育活動への協力状況

(1) 個別担当研究員制による協力

在籍する個々の児童等の教育指導について、個別担当研究員に指名された者（研究職員）が担当教員に協力する形態であり、平成3年度より実施されている。

今年度も在籍児すべてに、研究職員20名（うち1名は3人、15名は2人の児童等を担当）を個別担当研究員として指名し、必要な協力を実施した。なお、平成15年1月に個別担当研究員1名の転出があったが、転出後も後述の実践研究協議会等の協力関係が継続されたため新たな個別担当研究員の指名は行われなかった。したがって、平成15年3月現在の個別担当研究員は19名である。

個別担当研究員制とは、当該個別担当研究員と担任が、教育指導について定期的に協議を行うもので、月2回を原則として、児童等の指導内容・方法について、個別の指導計画やビデオ等をもとに協議を行うとともに、必要に応じて参考となる情報（教育・研究に係る文献等）の紹介などを行っている。月2回のうち1回は、個々の児童等の教育について、個別担当研究員と担任との個別協議の場、もう1回は、学習室を単位としたグループ協議の場として実施している。今年度については、個別協議、グループ協議ともに4月から実施した。

また、個別担当研究員は、担当する児童等が進学・転学をする際、担当教員等の要請に応じて、資料の作成等において必要な協力を行っている。

これらの協力の実施について、平成13年度の評価では、予定された回数を十分に実施できなかったケースが少なからずあり、予定された協議の日を互いに確保するように他の業務等の調整が必要であるとされた。そこで、本年度では個別・グループ協議の予定日を所内LANの週間行事予定表に掲示し、周知を図った。その結果、個別協議については、約9割の個別担当研究員が予定の80%以上実施できた。また、約8割の研究員が予定日以外の個別協議を3回程度、約3割が保護者・担任との3者による協議を2回程度行っており、個々の児童等の教育指導への協力といった観点からみて、相応の成果を上げていると判断できる。しかし、グループ協議については、ほぼ80%以上の実施であったが、個別担当研究員全員が参加しての協議は各研究員の所属研究部が異なるため、個々の業務との調整が難しく、必ずしも十分には行われなかったようである。また、学習室によっては、個別協議を重視してグループ協議を振り替えることもあった。年度ごとに行われる学習室の児童等や担任の新たな編成に対して、個別協議とグループ協議それぞれの意義、協議グループの編成、協議の仕方等が検討課題である。

(2) 寄宿舎との定期的協議

寄宿舎生の生活指導をより充実させるため、病弱教育研究部をコアとして、寄宿舎と

研究部との協議を行う。具体的な運営は寄宿舍の要望に添って決められる。今年度は、4月から休業期間を除き毎月実施した。今年度は、事例に基づく協議の他に、「肢体不自由児の姿勢のとらせ方」、「自閉症について」、「アタッチメントについて」というテーマを設けた協議を行い、3研究部の研究員が協議に加わった。全体として有益であったという評価を寄宿舍から得ている。

- (3) 医師免許を有する研究職員の学校医としての協力
医師免許を有する研究職員2名が、学校医として月2回程度（1時間程度）協力をしている。
- (4) 視機能評価と聴力検査への協力
視覚障害教育研究部及び聴覚・言語障害教育研究部が、在籍幼児児童の視機能評価と聴力検査を毎年行い、教育活動に資することを目的に実施している。

2 研究活動における相互協力

- (1) 申請課題に基づく協力
この相互協力は、個別担当研究員制等の枠を越えて、研究・教育に関する個々のニーズを基本として行われるもので、相互に協力を必要とする課題がある場合に採られる協力の形態で、従来より実施されているものである。
具体的には、研究部・教室等又は研究職員・教員等が、それぞれに協力を必要とする研究課題又は教育実践課題を申請し、それに基づいて相互の協力が行われるものである。今年度実施された課題は、以下の9課題であった。
（研究所 学校）4課題（うち、一般研究関連3課題）
（学校 研究所）5課題（うち、教育指導一般3課題、その他2課題）
この2年間の申請課題は1桁にとどまっており、研究職員・教員の個々のニーズから発する自主的研究という趣旨が十分には活かされていない。この枠組みでの協力を活性化させる方策の検討が課題である。
- (2) 重度・重複障害児教育実践研究協議会への協力
学校が実施する標記協議会には、各研究課題に即して研究職員1～2名が、学校の要請に応じその実施の段階から研究協力者として参加している。今年度は、9名の研究職員が8課題の実践研究の実施に協力するとともに、標記協議会にも研究協力者として参加した。
- (3) 一般研究等における研究協力者としての学校教員の協力等
従来より、各研究については、研究協力者及び研究のフィールドについて、学校より協力を得ている。今年度に、学校を研究協力機関とした課題は7課題、学校職員を研究協力者とした課題は7課題であった。それぞれの課題は以下のとおりである。
ア 一般研究で学校を研究協力機関とした課題 - 5課題
（ア）総合政策情報センター特殊教育情報研究部門：Webを利用した効果的な情報発信についての調査研究
（イ）視覚障害教育研究部盲教育研究室：盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成

システムに関する研究

- (ウ)視覚障害教育研究部弱視教育研究室：弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究
 - (I)重複障害教育研究部重複障害教育第二研究室：重複障害児の感覚機能の評価と評価に基づく指導内容に関する研究
 - (オ)重複障害教育研究部重複障害教育第二研究室：感覚障害と知的障害のある重複障害児の概念形成の機序に関する研究
- イ 一般研究で学校職員を研究協力者とした課題 - 6 課題 9 名
- (ア)知的障害教育研究部重度知的障害教育研究室：知的障害のある子どもの担任教師と関係者との協力関係推進に関する研究 - 個別の指導計画の作成に焦点をあてて -
 - (イ)重複障害教育研究部重複障害教育第二研究室：重複障害児の感覚機能の評価と評価に基づく指導内容に関する研究
 - (ウ)情報教育研究部情報教育研究室：高度情報化社会における障害のある子どもの情報活用能力を育成する教育の内容・方法に関する研究
 - (I)分室：自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究
 - (オ)分室：高機能自閉症児等への教育的支援 - 自閉症教育の充実に関する効果的な研修の在り方 -
 - (カ)教育相談センター教育相談研究室：ライフサークルに応じた一貫性のある教育相談支援 - 家庭養育から学校教育に至る教育相談活動を中心に -

ウ プロジェクト研究で学校を研究協力機関とした課題 - 1 課題

- (ア)盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究 - 自立活動を中心に -

エ プロジェクト研究で学校職員を研究協力者とした課題 - 1 課題 1 名

- (ア)21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究

オ 国内調査研究で学校を研究協力機関とした課題 - 1 課題

- (ア)重複障害教育研究部重複障害教育第三研究室：訪問教育の実際に関する実態調査

(4) 教材・教具の製作に係る協力

教室等の要請に応じ関係する研究部が、学校職員との日常的なアイディアの交換を通じて教材・教具の製作に協力している。今年度では、日常的な情報提供はあったが、一般研究等具体的課題を通じての製作協力はなかった。

(5) 長期研修員の研究実施に係る協力

長期研修員の研究テーマに係る資料の収集について、必要に応じ教室等の協力を得てそれを実施している。今年度では、アンケート調査への協力（肢体不自由教育研究部）や観察データ収集への協力（知的障害教育研究部）を得た。

以上の研究に係る協力については、研究部・教室等又は研究職員・教員等の個々のニーズに即した申請課題に基づく協力のほか、一般研究等における研究協力者や研究のフィールドについての学校の協力といった形で行われている。このように機関内研究に係る協力、すなわち一般研究やプロジェクト研究に係る協力については、その仕組みも整備され、相

応の協力が行われている。また、学校の実践研究についても、個別担当研究員の協力はもちろん、実施の初期の段階から関係する研究職員が協力するなど、成果を上げている。

3 入学者選考における協力

入学希望者等に係る選考の基礎的資料の作成については、学校長の要請を受け、教育相談センターが窓口となり、関係する研究職員の協力を得て作成し、理事長を通じて学校長に提出している。

具体的には、入学・転入学を希望する児童等に対し、研究職員（医師免許を有する研究職員を含む）が、入学相談担当教員及び看護師の協力を得て視力等の検査、行動観察及び診察を行い、その結果を基に教育相談センター長、検査及び行動観察担当研究職員並びに医師免許を有する研究職員が書式に即して選考のための基礎的資料を作成している。今年度では、自閉症に関する専門教育を行う学校を目指して入学募集基準が変更されたため、その変更に応じて9名の幼児児童について基礎的資料を作成した。

4 まとめと今後の課題

在籍児の教育指導について研究員と担任教員とが定期的に協議する個別担当研究員制、研究活動における相互協力は相応の成果を上げているが、より計画的、積極的な相互協力が必要である。また、重度・重複障害に関する専門教育を行う学校から自閉症に関する専門教育を行う学校への移行を目前にして、変化に即した新たな相互協力の枠組みを検討することが必要である。